

## 南区総合庁舎ギャラリーの使用に関する要綱

制 定 平成 28 年 2 月 18 日南地振第 1299 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、南区総合庁舎ギャラリーの使用方法について必要な事項を定めるものとする。

### (位置)

第 2 条 ギャラリーの位置は、横浜市南区浦舟町 2 丁目 33 番地南区総合庁舎 1 階とする。

### (ギャラリーの使用)

第 3 条 ギャラリーの使用は、次の各号の一に該当するものに限る。

- (1) 南区役所及び横浜市が主催・共催する事業に関するもの
- (2) 南区役所と、区内で活動する地域活動団体(以下「団体」という。)が協働で行う展示(以下「ギャラリー展示事業」という。)
- (3) その他南区長が特に認めたもの

### (禁止事項)

第 4 条 次の各号の一に該当する事項は、ギャラリーでは行うことはできない。

- (1) 特定の政治的、宗教的目的のための展示・行為
- (2) 営利を目的とした展示・行為
- (3) 公序良俗に反する等、品位を傷つけると判断される展示・行為
- (4) その他南区長が特に定めたもの

### (ギャラリー展示事業の概要)

第 5 条 ギャラリー展示事業とは次のとおりとする。

- (1) 事業内容 区内で活動中であり、新たなメンバーの加入が可能な団体の複数メンバーの作品をギャラリーで展示する。なお、入場料は無料とする。
- (2) 事業期間 作品展示は、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く）の 1 週間を単位とする。また、展示時間は 9 時から 17 時までとする。

### (申込み)

第 6 条 ギャラリー展示事業を行おうとする団体は、南区役所へ申込みを行う。申込みは、南区役所が定めた日から先着順で行う。この場合において、申込開始日の開始時間に複数の希望団体がいた場合は、受付順の抽選を行う。なお、使用可能日は南区役所が別途定める。

(ギャラリー展示事業における役割及び責任分担等)

第7条 南区役所及び団体は、それぞれ次に掲げる役割を分担し、その役割について、それぞれの責任で行うものとする。

(1) 南区役所の役割

- ア 事業を行う団体の募集、受付
- イ ギャラリー設備の提供
- ウ ギャラリーの管理

(2) 団体の役割

- ア 作品の搬入出、ギャラリーの原状回復
- イ 作品が来場者へ危険が及ばないよう展示
- ウ 展示作品の管理

(ギャラリー展示事業における経費分担)

第8条 ギャラリー展示事業に必要な経費については、第7条で定める役割分担に基づき、南区役所にあつては南区役所の役割に必要な経費を、団体にあつては団体の役割に必要な経費を、それぞれ負担する。

(ギャラリー展示事業における疑義事項の取扱い)

第9条 ギャラリー展示事業に関し、展示内容や変更の他、疑義が生じたときは、南区役所及び団体は速やかに協議を行い、解決するものとする。

(ギャラリー展示事業における公開の原則)

第10条 ギャラリー展示事業に関する事項は公開を原則とし、南区役所及び団体はそれぞれに説明責任を果たすものとする。

(庶務)

第11条 南区総合庁舎ギャラリーの庶務は、南区役所地域振興課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、南区総合庁舎ギャラリーの使用に関し必要な事項は、南区長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月18日から施行する